

意見書案第 5 号

国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求めることについて

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 7 年 6 月 27 日提出

提出者議員	武 田 貞 行
賛成者議員	松 本 一 郎
〃	枝 廣 晴 基
〃	木 村 光 宏
〃	宮 下 透
〃	日 向 清 一
〃	猪 口 満 雅
〃	山 田 靖 廣



## 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書

近年の農業情勢では、世界人口の急激な増加や気候変動による農地の損失・農業生産の減少が進むなど食料不足が危惧されている一方、ウクライナや中東など世界情勢の不安定化のほか、円安なども相まって、燃油・肥料・飼料等の生産資材価格の高止まりが続いている。このため、農業者は厳しい経営状況から食料基地北海道にあっても離農者が増加傾向にあり、このままでは将来にわたって国民に食料を安定供給することは困難な環境下にある。

そうした中、米国による自動車などの追加関税や輸入品に対する相互関税の発動が世界経済に混乱を招いており、一連の関税措置はWTO協定や日米貿易協定に明らかに違反する行為で、到底受け入れられるものではない。

一方、関税措置の見直しに向けた日米交渉が4月16日から始まり、6月の合意を目指して協議が進められているが、米国側からは米の市場開放やジャガイモ・牛肉などの検疫措置の緩和などが求められたとしている。これに対して、政府は中国との報復関税で行き場を失った米国産の大豆やとうもろこしの輸入拡大などを交渉材料に、自動車などの追加関税の撤廃等を求めるとの報道もされていたが、米中両国が追加関税の引き下げなどの暫定措置を発表するなど、米国関税措置は混迷を深めている。

我が国においては、改正食料・農業・農村基本法が昨年6月5日に施行され、平時からの食料安全保障の実現に向けて新たな基本計画を今年4月11日に閣議決定したばかりであり、国益を優先するとして工業製品を守るため農産物の輸入拡大を図ることは、さらに国内農業の生産基盤の脆弱化を招くことが危惧される。

よって、国においては、日米関税交渉において、食料安全保障の観点に立ち、国内農業を犠牲にした交渉は行わないよう、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 日米関税交渉において、自動車やアルミ・鉄鋼等の追加関税や相互関税を回避するため、農産品の輸入拡大・関税の削減、検疫措置の緩和など国内農業を犠牲にした交渉は行わないこと。
- 2 新たな食料・農業・農村基本計画で掲げる目標等を確実に実行するため、改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産と、自給率の増大を基本に、生産基盤の維持・強化、担い手の育成確保などの新たな予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 7 年 6 月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

経済再生担当大臣

農林水産大臣



意見書案第 6 号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の  
充実・強化について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 7 年 6 月 27 日提出

提出者議員	武	田	貞	行
賛成者議員	松	本	一	郎
〃	枝	廣	晴	基
〃	木	村	光	宏
〃	宮	下		透
〃	日	向	清	一
〃	猪	口	満	雅
〃	山	田	靖	廣



## ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の 充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年6月 日

岩見沢市議会

### 提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
復興大臣



意見書案第 7 号

児童生徒の個別最適な教育環境を整備する教育予算確保・拡充について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 7 年 6 月 27 日提出

提出者議員	武 田 貞 行
賛成者議員	松 本 一 郎
〃	枝 廣 晴 基
〃	木 村 光 宏
〃	宮 下 透
〃	日 向 清 一
〃	猪 口 満 雅
〃	山 田 靖 廣



## 児童生徒の個別最適な教育環境を整備する教育予算確保・拡充に向けた意見書

児童・生徒へのきめ細やかで個別最適な教育が求められる中、その実現のために教職員定数を抜本的に改善することに加えて教職員の超過勤務・多忙化を解消することが急務になっている。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、小学校においては段階的に、中学校では中1のみ35人以下学級が実現しているが、真のインクルーシブ教育を導入することを考えると、まだまだ十分とは言い難い状況である。加えて小学校高学年の教科担任制の導入も間近に控えた中、「教職員不足」が今や喫緊の課題になってきている。早急に「教職員定数の抜本的改善」が必要である。

令和7年1月15日付で文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国平均が13.66%（7人に1人）で前年度に比べて0.24%減少しているが、依然として厳しい状況が続いている。しかし、義務教育である小・中学校における保護者の私費負担（給食費や修学旅行費など）は、地方交付税措置はされているものの、増加の一途をたどっている。加えて、食料品や日用品の物価上昇や燃料価格高騰の影響から日常生活がますます困窮する家庭の増加が見込まれている。

さらにこうした状況の中、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由から進学・就職先の変更を余儀なくされる子どもたちも増えており、その解消に向けて、「就学援助制度」「奨学金制度」「高校授業料無償化制度」を再検討または拡充する必要がある。

よって、国においては、義務教育費の無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、実効性のある教職員の超勤・多忙化解消など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るため、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とすること。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 児童生徒の個別最適で、きめ細やかな教育の実現のため、小学校の「30人以下学級」、中学校・高等学校の「35人以下学級」拡大など、学級編制標準を順次改定すること。
- 3 就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障に向け、十分な予算確保・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年6月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生）



意見書案第 8 号

地方財政の充実・強化について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 7 年 6 月 27 日提出

提出者議員	武	田	貞	行
賛成者議員	松	本	一	郎
〃	枝	廣	晴	基
〃	木	村	光	宏
〃	宮	下		透
〃	日	向	清	一
〃	猪	口	満	雅
〃	山	田	靖	廣



## 地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するため、国においては、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 地域医療を確保するため、公立病院を含めた医療機関への財政支援と必要な財源を確保すること。
- 3 より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、十分な社会保障経費の拡充及び財政措置を講じること。
- 4 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 5 政府として減税政策を検討する際に地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 6 会計年度任用職員においては今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、必要な財源を補填すること。自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 8 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。
- 9 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 7 年 6 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画  
共生・共助）

意見書案第 9 号

道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し  
すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 7 年 6 月 27 日提出

提出者議員	武	田	貞	行
賛成者議員	松	本	一	郎
〃	枝	廣	晴	基
〃	木	村	光	宏
〃	宮	下		透
〃	日	向	清	一
〃	猪	口	満	雅
〃	山	田	靖	廣



## 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」（以下、「指針（改定版）」）を策定し、「公立高等学校配置計画」を進めてきた。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が55市町村（24年4月現在）となった。また、96市町村には高校が1校のみの設置となっており、そのうち58校は第1学年1学級規模となっている。

「指針（改定版）」では、学校規模を「1学年4～8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、配置の基本的な考え方として、「5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満」「地域連携校等で5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満」と定めたことから、ますます高校の統廃合が進むことが懸念される。

地元から高校が消えた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっている。

また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっている。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしているが、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ない。また、各地域や学校の特色ある取組により新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、募集停止決定後、在校生の退学や転校が進むなど、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかである。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要である。

よって国においては、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。
- 4 障害のある・なしにかかわらず、すべての子どもが希望する地元の高校で学ぶことができる「高校配置計画」を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 7 年 6 月 日

岩見沢市議会

提出先  
北海道知事